山三留守家庭児童育成室の運営に関するチェックシート

「判定」の点数については、以下のとおりです。

- 3点…仕様書に沿って運営が進められており、その内容は、児童の健全育成に対して、十分に効果が期待できる。
- 2点…仕様書に沿って運営が進められており、その内容は児童の健全育成に対して、効果 は期待できる。
- 1点…仕様書に沿った運営ではあるが、その内容は児童の健全育成に対して、効果は期待できない。
- O点…仕様書から逸脱して運営が行われており、その内容は児童の健全育成に対して、む しろマイナスである。

NO	NO 評価規準		判定		
1	1 【重要項目】児童との関係づくりについて				
(1	児童の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した運営が行 われているか。	6 - (2)	3		
(2	指導員は児童と積極的に関わり、児童との関係づくりに努めているか。	10-(1)	3		
(3	指導員は児童との信頼関係構築のために、常に児童と真摯に向き 合い、状況に合わせた対応をとることができているか。	10—(1)	3		
2	2 保育内容について				
(1	児童の健康状態を日常的に把握し、異常が認められる場合は、保 護者への連絡など適宜必要な対応を行っているか。	10-(1)	2		
(2	集団生活を通して、豊かな情操と健やかな心身の調和を図り、自 主性や社会性を培うような取り組みを行っているか。	10-(1)	3		
(3	出欠簿等により児童の出席を正確に把握しているか。	10-(2)	3		
(4	児童の欠席の理由が不明な場合は、学校及び保護者に確認するとと ともに、市に報告のうえ適切に対処しているか。	10-(2)	3		
(5	鬼ごっこ、ドッジボール、大縄跳びなどの集団あそびが適切に行 われているか。	10-(1)	3		
(6	けん玉、コマ回しなどの伝承あそびが適切に行われているか。	10-(1)	2		
(7	自由遊び、集団遊び、学習の時間等をバランスよく配分しているか。	10-(1)	3		
(8	指導員は児童虐待について、疑わしいケースも含めて早期発見の ために、児童の様子に気を配ることができているか。	6-(6)	2		

NO	評価規準	仕様書 項目	判定	
3 運営体制について				
(1)	「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例」及び仕様書に基づく指導員配置が行われているか。	9-(1)	2	
(2)	主任指導員は資格要件だけでなく、児童の健全育成に関して、十分な知識・経験を有しているか。	9-(2)	3	
(3)	研修を受講する等、留守家庭児童育成室指導員としての資質やス キルの向上に努めているか。	9-(1)	2	
(4)	児童が怪我をした場合の応急処置や医療機関への連絡・搬送体制 について、医療機関の一覧表を作成している等の備えができてい るか。	10 - (2)	3	
4 貧	「成室環境について			
(1)	児童の安全確保のために、育成室内外を点検し、危険と認められる物や破損・劣化した施設・設備について、排除または市に報告を行い、適切な対応を求めているか。	10-(2)	3	
(2)	児童の使用する設備や食器について、こまめに掃除をする等、衛 生環境に対する配慮がなされているか。	11	3	
(3)	荷物の置きすぎ等の注意し、児童が生活する空間が確保されてい るか。	10-(2)	3	
5 おやつの提供について				
(1)	保護者の意見に十分配慮して、おやつが提供されているか。	10-(2)	2	
(2)	おやつの内容については、児童の健康を考慮し、栄養のバランス 等に十分配慮がされているか。	10-(2)	2	
(3)	アレルギーを有する児童に対しては、保護者との綿密な打合せを 行い、アレルゲンの一覧表を作る等、誤食等が起こらないような 取り組みがなされているか。	10-(2)	2	
(4)	おやつ代を児童の保護者から過不足のないように徴収及び清算 し、購入、準備することができているか。	10-(2)	3	

NO	評価規準	仕様書 項目	判定			
6 学	6 学習活動について					
(1)	宿題等の学習の取り組みの際は、取り組みのためのスペースの確 保がなされており、学習活動を促すようなものとなっているか。	10-(1)	3			
(2)	夏休み等の学校の長期休業期間には、一斉学習の時間帯を設けて いるか。	10-(1)	3			
7 保	護者・学校との連携について					
(1)	運動会等の学校行事や時間割等の把握を行い、児童の学校から育成室への移行に支障が起きないように、学校と連携が図られているか (特に支援学校に通学する児童に関して)。	10-(2)	3			
(2)	学校教職員と児童の日常の様子等の情報交換を行っているか。	8-(4)	2			
(3)	連絡帳を用いて保護者との連絡調整が行われているか。また、必 要に応じて電話等により、詳細な説明に努めているか。	10-(2)	2			
(4)	児童の事故等が発生したときは、医療機関への搬送等、直ちに適 切な措置を講じるとともに、その内容を速やかに市及び保護者に 連絡するとともに、必要に応じて学校にも連絡が行われているか。	12-(2)	3			
(5)	児童虐待について、疑わしいケースを含め見受けられた場合は、 速やかに市や学校に連絡し連携を図る等の対策がとられている か。	6-(6)	2			
(6)	児童の活動の様子を保護者に伝えるとともに、保護者からの意見 を聴く場として、全保護者を対象にした学級懇談会を各学期1回 以上開催しているか。	10 — (2)	3			
(7)	保護者同士が親睦を深めることができるような親子参加型行事の 実施に努めているか。	10-(2)	3			
8 配	慮を要する児童(障がいを有する児童)の保育について					
(1)	配慮を要する児童については、対象となる児童の症例や発達段階 に応じた適切な人員配置がなされているか。	10-(1)	2			
(2)	対象なる児童の気持ちに寄り添った保育が行われているか。	10-(1)	3			
(3)	市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にしながら、当該児童に対する保育が行われているか。	10-(1)	3			
9 法	人独自の取り組みについて					
(1)		_	2			

NO	評価規準	仕様書 項目	判定	
10 法人の経営状況について				
(1)	継続的に育成室の運営業務の委託を受けることができるような経 営がなされているか。	_	3	
(2)	指導員の人件費に対して、適切な委託料の割り当てを行い、指導 員が継続して勤務することの配慮がなされているか。	-	2	
11	1 1 留守家庭児童育成室運営全般について			
(1)	放課後児童健全育成事業の内容・目的を十分理解しているか。	6-(1)	3	
(2)	安全マニュアルを作成し、事故防止に努めているか。	10-(3)	3	
(3)	定期的に避難訓練を実施しているか。		2	
(4)	書類を鍵付きのロッカーに保管する等、個人情報の保護に努めているか。		3	
(5)	太陽の広場事業(国名称は「放課後子供教室」)との連携に努めているか。		3	
(6)	業務の運営において保護者から苦情等を受けた場合は、誠意を持って適切な対応に努め、解決が図られているか。	14	3	
(7)	苦情に関して、対応状況を適宜、市に報告しているか。特に、児 童の人権に関するものなど、深刻な事案については、速やかに報 告しているか。	14	3	
(8)	各種書類の作成、提出、保存が適切に行われているか。	10-(3)	3	
合計判定点			120/135	

その他特記事項

- ・指導員と児童との距離が近く、指導員が児童との信頼関係構築に努めている姿が認められる。
- ・入室児童は、笑顔で楽しく過ごしており、育成室が居心地の良い場所となっていることがわか る。